

高齢者外出支援タクシー 利用助成制度はじまります!!

運転免許を持たない65歳以上の方の
外出を支援するため、タクシー料金
の利用助成券の交付を行います



1. いつから?

平成29年10月から

※9月1日から事前申請を受け付けます。

2. 対象者は?

・八街市に住民登録をされている満65歳以上の方で、次のいずれかの要件に該当する方は、どなたでも利用できます。

①運転免許証をもっていない方

②病気などにより、自動車等を運転することができない方

※運転ができない期間が対象となります。

※重度の障害者手帳をお持ちで福祉タクシー利用助成の対象となる方は、どちらかを選択することができます。(ただし、平成29年度分の福祉タクシー利用助成券の交付をすでに受けている方は、今年度に限り対象外です。)

3. 助成内容は?

- ・タクシー料金に対する助成として、利用助成券(1枚につき500円の助成)を一月あたり4枚の割合で年度分を交付します。(平成29年度においては24枚)
- ・上記②により対象となる方は、自動車等を運転できない期間分を交付します。
- ・年度途中の申請の場合は、申請のあった月からの年度分を交付します。

4. 申請方法は?

◆申請窓口

八街市役所 市民部 高齢者福祉課 地域包括支援センター

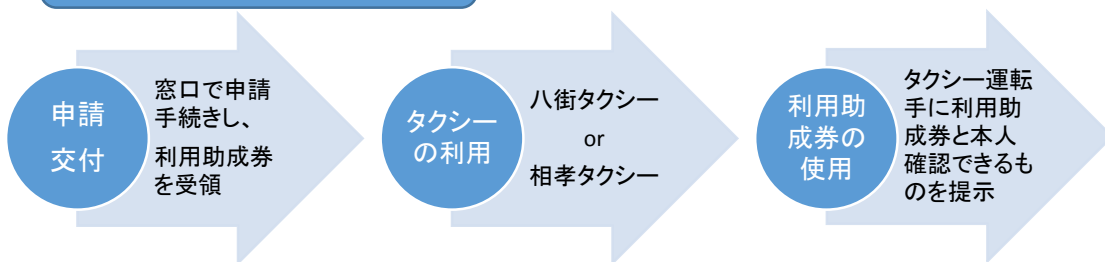
◆申請にあたり必要なもの

1. 印鑑
2. 本人確認できるもの
(保険証、運転経歴証明書など)
3. ・対象者①の場合: 『運転経歴証明書』または『運転免許取消通知書』
※上記、証明書等をお持ちでない場合は、申請書記載欄にある確認書に記入することで申請することができます。
・対象者②の場合: 『診断書』

※対象者の要件に該当しなくなったときは、未使用の利用助成券と「高齢者外出支援タクシー利用者資格喪失届」を提出してください。



5. 申請からの流れ



6. 注意事項

- ・利用助成券を他人に譲渡することはできません。
- ・利用助成券の再交付は行いません。
- ・不正な行為により利用助成券の交付を受け、又は使用したときは、利用助成券の返還及び既に使用した利用助成券がある場合には、その助成額について返還していただきます。



お問い合わせは・・・
八街市役所 市民部 高齢者福祉課 地域包括支援センター
〒289-1192 八街市八街ほ35番地29
☎043-443-1207

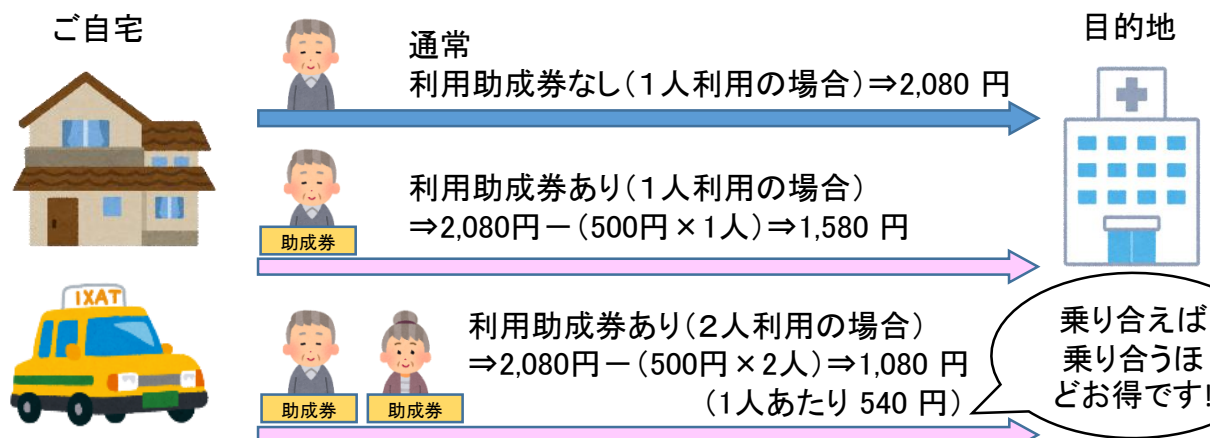
7. 利用助成券の使い方は？

- ・利用助成券を利用できる枚数は、1回の乗車につき、タクシー料金を超えない範囲内で、1人2枚までです。一月あたりの使用枚数の制限はありません。
- ・お一人でも使用できますが、グループでも、それぞれ使用できます。
- ・利用助成券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- ・グループで利用する場合、グループ内で福祉タクシーと高齢者外出支援福祉タクシーの利用助成券の併用はできません。
- ・タクシーに乗車されたときに、利用助成券と本人確認のできるものを提示し、料金のお支払いのときに、利用助成券を運転手にお渡しください。

8. 利用できる区間は？

- ・市内での移動の際のみ利用助成券をご利用いただけます。
 - ・市内から市外への移動、または市外から市内への移動には使用できません。
- ※地理上の問題から市外を通過することはできますが、乗降場所は市内に限ります。

ご利用イメージ（タクシー料金が2,080円の場合）



※タクシー料金を超えない範囲内であれば、1回の乗車につき1人2枚まで利用助成券を利用することもできます。

9. 利用できるタクシー会社は？

会社名	所在地	電話番号(043)
八街タクシー(株)	八街ほ1032-17	443-3521
(有)相孝タクシー	八街は45-147	441-1022

電話でのタクシーの呼び方

【タクシー会社に電話すると・・・】

はい、〇△タクシーです。



(お名前)

といたします。

(場所)

にタクシーをお願いします。

「八街市高齢者外出支援タクシー
利用助成券」を使用します。

とタクシー会社に伝えてください。



※八街タクシー(株)では、配車の事前予約を受け付けることができます。